

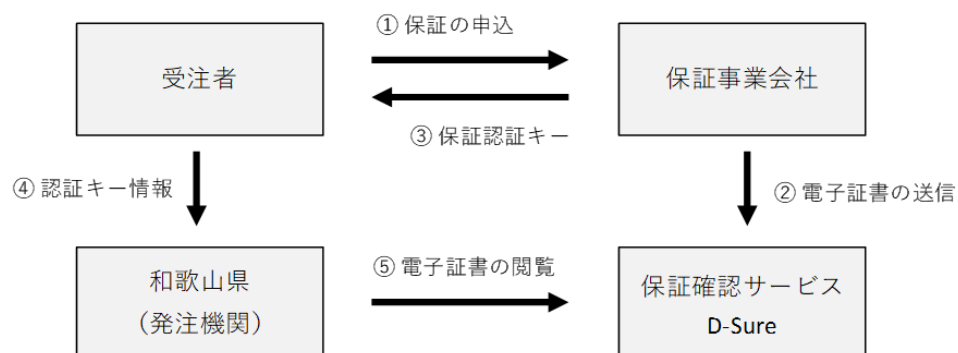
建設工事等における電子保証の取扱いについて

令和7年2月24日（月）以降の契約分から建設工事及び建設工事に係る委託業務における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の取扱いを開始していましたが、一般社団法人日本損害保険協会により保証証券等確認システムの運用が開始されますので、令和7年12月1日（月）以降は保証証券等確認システムによる電子保証の提出も可能とします。なお、電子メールによる提出も令和8年4月30日までご利用いただけます。

なお、紙の保証証書もこれまでどおりご利用いただけます。

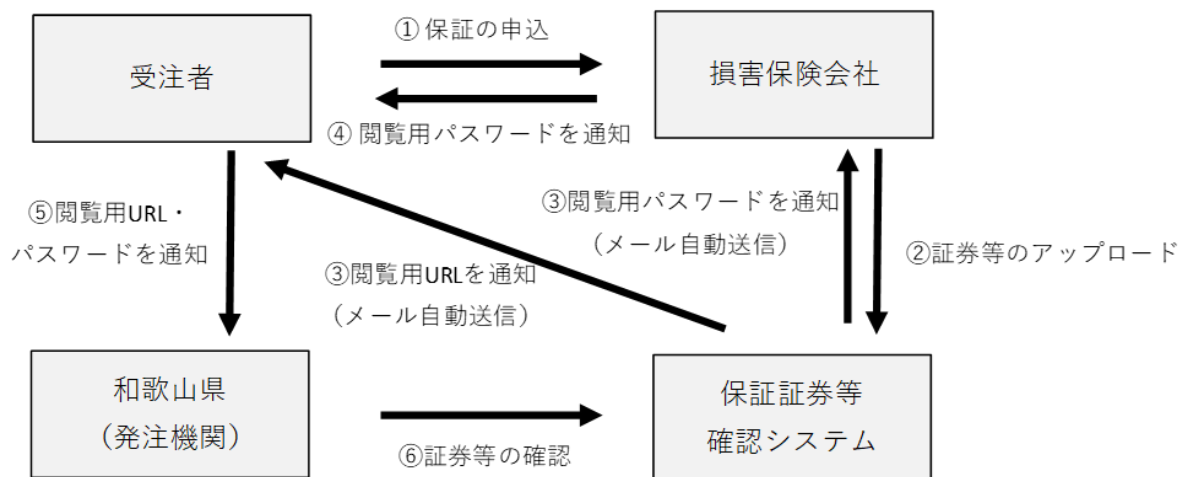
1 電子保証の提出方法

○ 保証事業会社の場合（契約保証及び前払金保証）

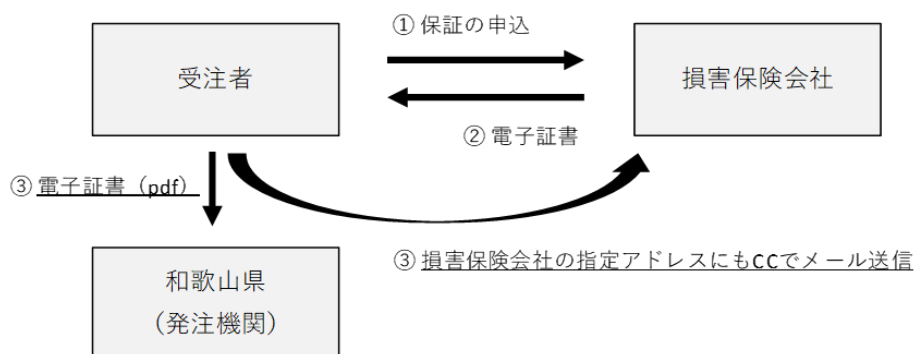


○ 損害保険会社の場合（契約保証）

保証証券等確認システムによる提出（令和7年12月1日（月）から利用可）



電子メールによる提出（令和8年4月30日（木）まで利用可）



2 その他

電子保証についての詳細及び申込みについては、各保証事業会社又は各損害保険会社にお問い合わせください。